



中小企業倒産防止共済制度の現状と課題

平成26年3月
中小企業庁

目次

1. 中小企業倒産防止共済制度の目的と概要等について
2. 中小企業倒産防止共済制度の利用状況等について
3. 中小企業倒産防止共済制度の評価について
4. 新たな決済形態（でんさい）について
5. 中小企業倒産防止共済制度を巡る課題

1. 中小企業倒産防止共済制度の目的と概要等について

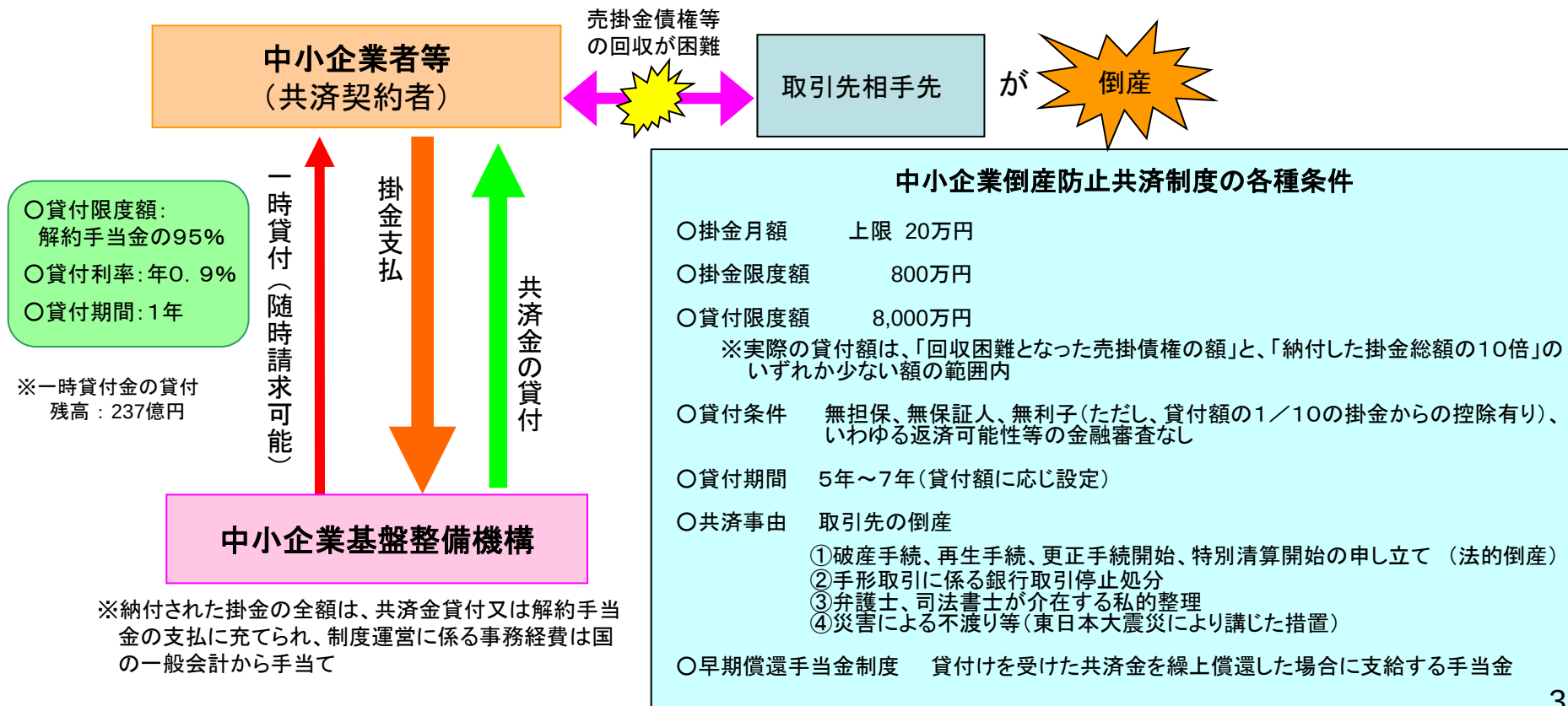
(1) 中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）制度の目的と概要

(2) 中小企業倒産防止共済制度の沿革

(1) 中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)制度の目的と概要

- 制度の目的:取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による中小企業倒産防止共済制度を確立し、中小企業の経営の安定に寄与すること
- 根拠:中小企業倒産防止共済法(昭和52年12月5日 法律第84号)

- 加入資格:中小企業者(個人事業主又は会社)
- 制度開始:昭和53年4月
- 在籍件数:34.8万社(平成25年12月末現在 ※全対象事業者の約2割が加入)
- 新規貸付額:140億円(平成24年度)
- 貸付残高:927億円(平成24年度末現在)
- 掛金総額:6,435億円(平成24年度末現在)



(2) 中小企業倒産防止共済制度の沿革

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、昭和53年（1978年）4月1日に発足以降、数次にわたり制度内容等の改正を実施。

沿革	施行日／主な改正内容
中小企業倒産防止共済法 施行 （昭和52年12月5日 法律第84号）	昭和53年4月1日 ・制度発足
昭和55年度改正 （昭和55年6月10日 法律第81号）	昭和55年6月10日 ・掛金月額の高限度の引上げ（2万円から5万円） ・掛金総額の高限度の引上げ（120万円から210万円） ・共済金の貸付限度額の引上げ（1,200万円から2,100万円） ・掛金総額の高限度額までの積立期間の短縮（60ヶ月から42ヶ月） ・完済手当金制度の創設 ・解約手当金支給率の改善
昭和60年度改正 （昭和60年5月1日 法律第29号）	昭和60年5月1日 ・掛金月額の高限度の引上げ（5万円から8万円） ・掛金総額の高限度の引上げ（210万円から320万円） ・掛金の掛止めまでの積立期間の短縮（42ヶ月から40ヶ月） 昭和60年10月1日 ・共済金の貸付限度額の引上げ（2,100万円から3,200万円） ただし、複数回にわたって貸付けを受ける場合の一契約者の貸付残高は、3,200万円を超えないこととする。 ・一時貸付金制度の創設

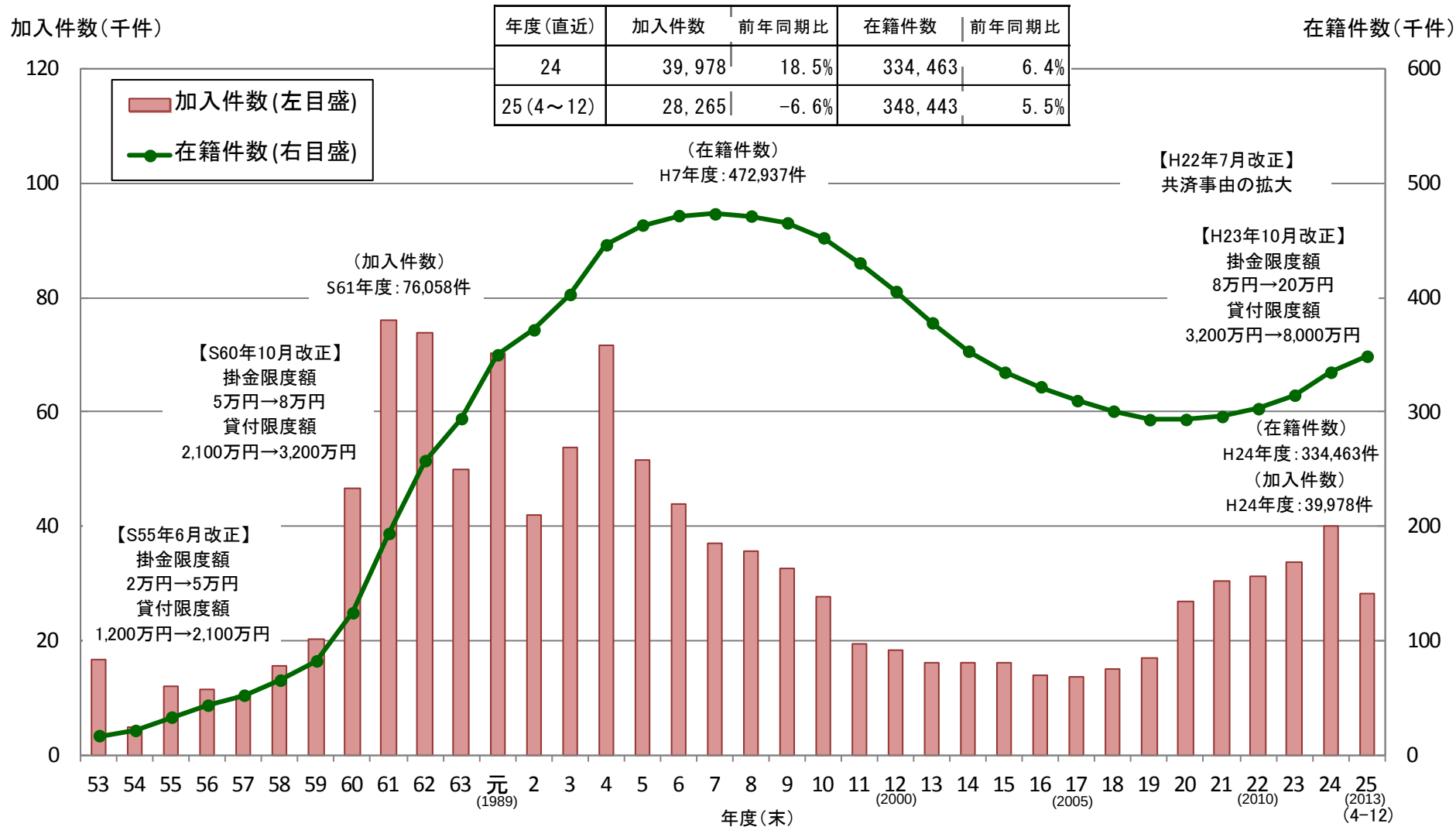
平成22年度改正 （平成22年4月21日 法律第25号）	平成22年7月1日 ・共済事由の拡大（私的整理の一部） 平成23年10月1日 ・共済金の貸付限度額の引上げ（3,200万円から8,000万円） ・掛金総額の高限度の引上げ（320万円から800万円） ・掛金月額の高限度の引上げ（8万円から20万円） ・償還期間上限の延長（5年から10年（貸付額に応じて設定）） ・貸付額に応じた償還期間の設定（5年から7年（貸付額に応じて設定）） ・早期償還手当金の創設 ・申込金の廃止
平成23年度改正	平成23年4月8日 ・共済事由の追加（災害による不渡り） 平成23年4月22日 ・共済事由の追加（特定非常災害による支払不能）

2. 中小企業倒産防止共済制度の利用状況等について

- (1) 加入・在籍件数の推移
- (2) 業種別加入状況
- (3) 共済金の貸付等の推移
- (4) 共済金貸付の平均貸付額の推移
- (5) 掛金総額別在籍状況 (H25.12末)
- (6) 一時貸付の推移

(1) 加入・在籍件数の推移

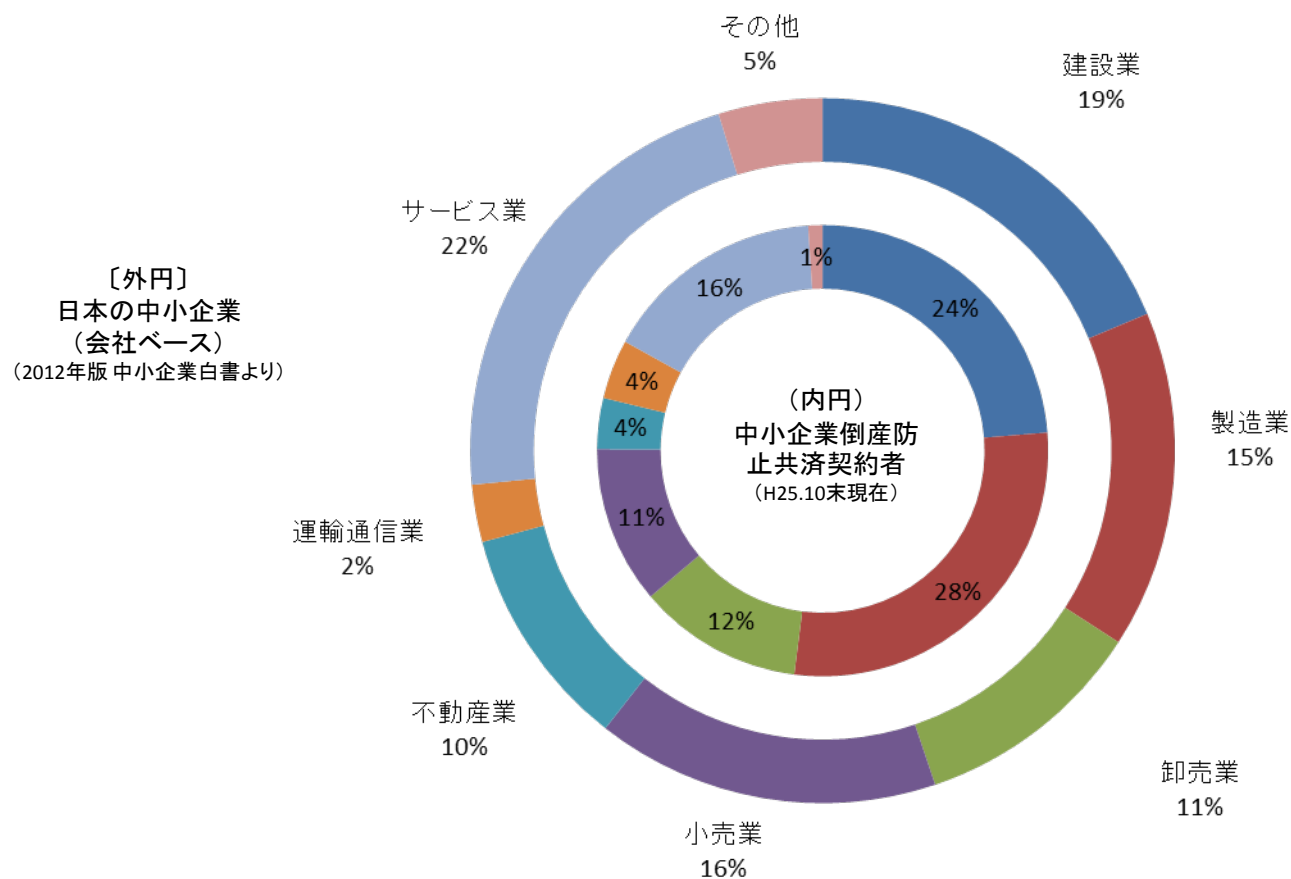
- 加入状況は、昭和61年度の76,058件をピークに減少傾向にあったが、最近はや増加基調にある。
- 在籍状況は、平成7年度の472,937件をピークに減少にあったが、平成19年度末以降、増加に転じている。



出典: 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(2) 業種別加入状況

○「建設業」、「製造業」の加入が他の業種と比較し、多くなっていることは、連鎖倒産を防止するため、売掛債権等の回収困難な事態が生じた際に、共済金貸付を実施する共済制度の内容に合致しているといえる。



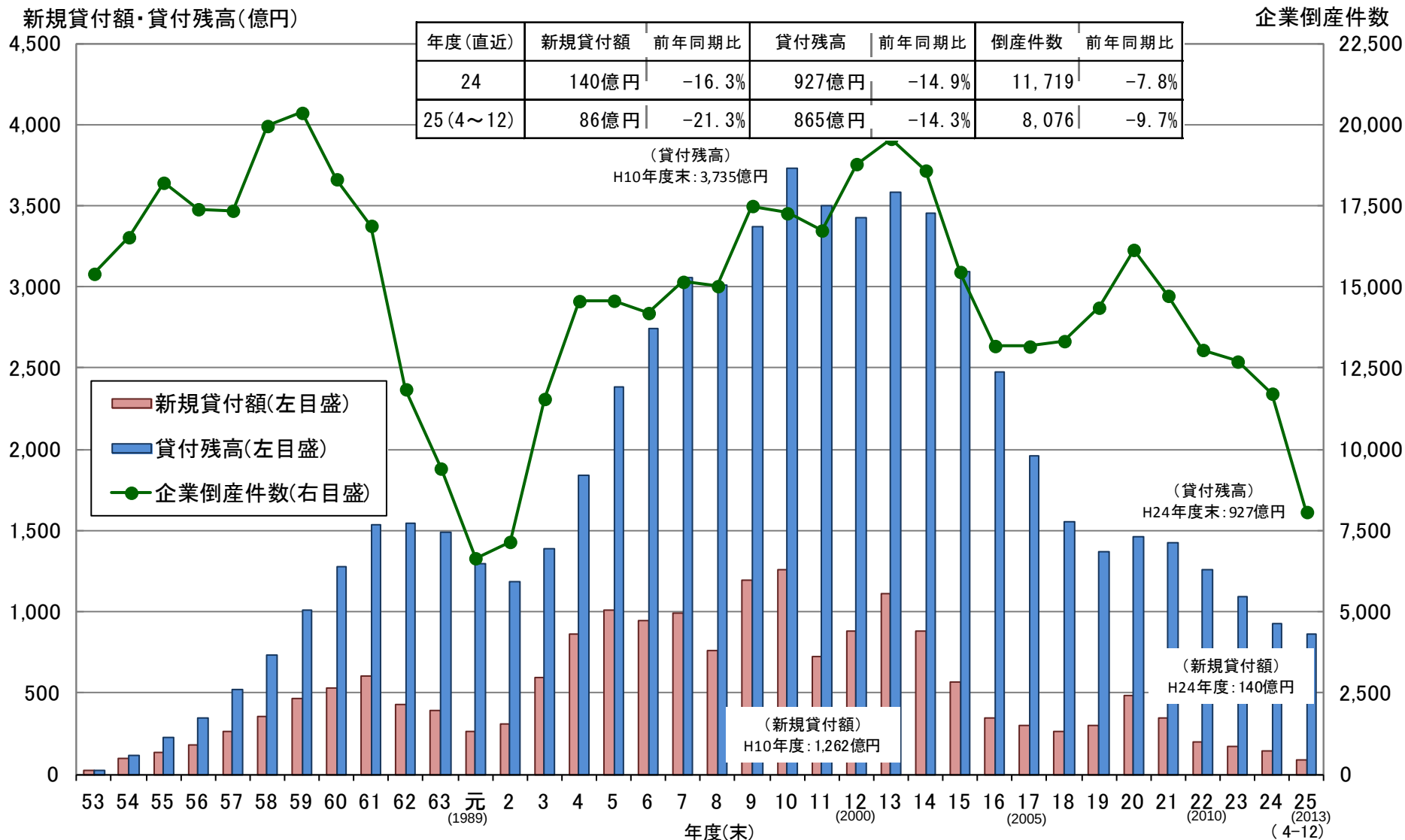
中小企業数： 中小企業白書(2012年版)より

(付属統計資料 1表「産業別規模別事業所・企業所数(民営) (3)会社ベース」の『非1次産業計』)を加工して作成。

出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構

(3) 共済金の貸付等の推移

- 企業倒産件数と新規貸付額の推移はほぼ同様の動きを示している。
- 近年では、平成20年度をピークに倒産件数・新規貸付額ともに減少傾向にある。

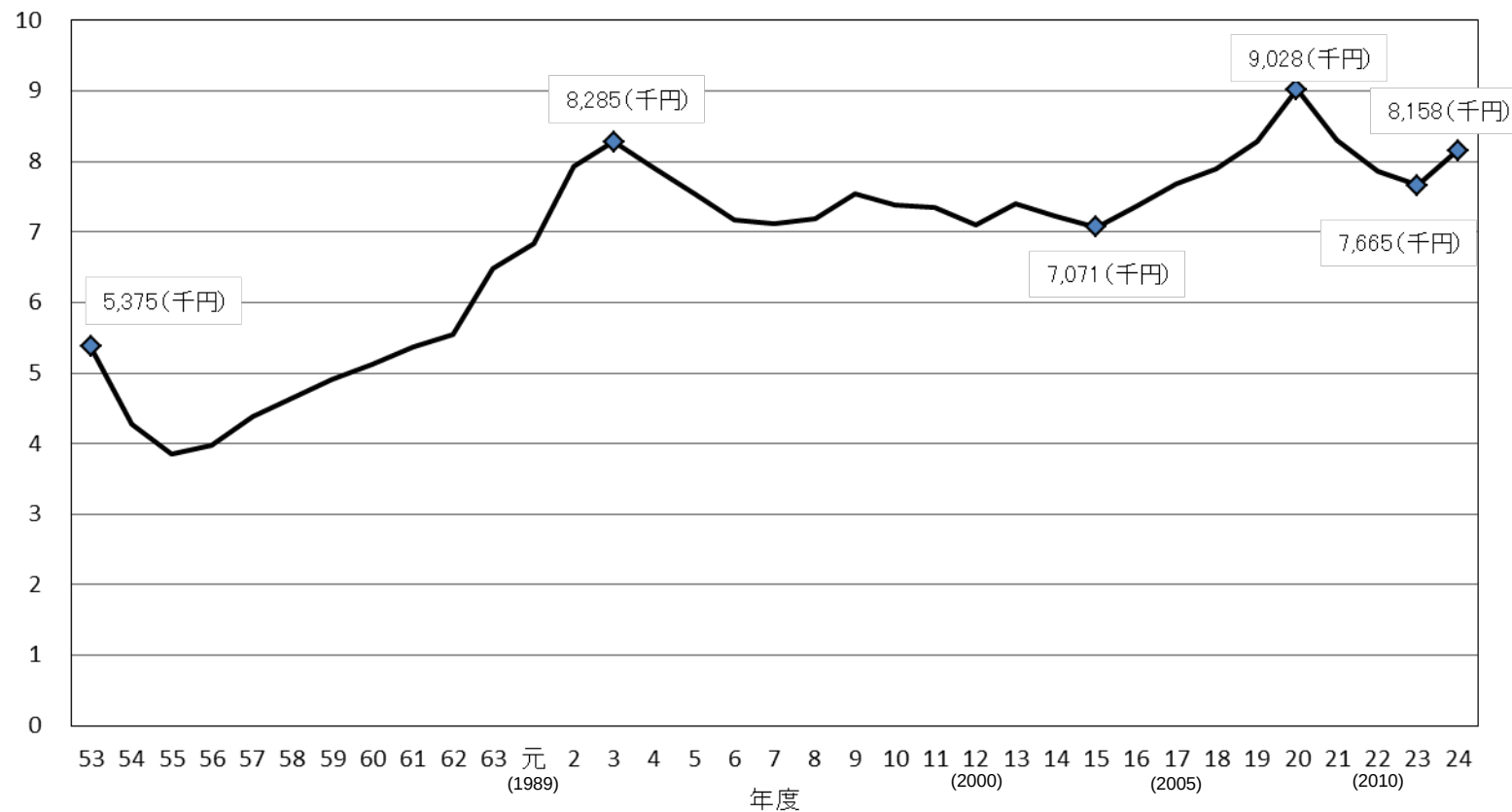


出典: 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(4) 共済金貸付の平均貸付額の推移

○ 制度発足以降の平均貸付額は、6,860千円。平均貸付額が最も高かったのは、平成20年度の9,028千円。

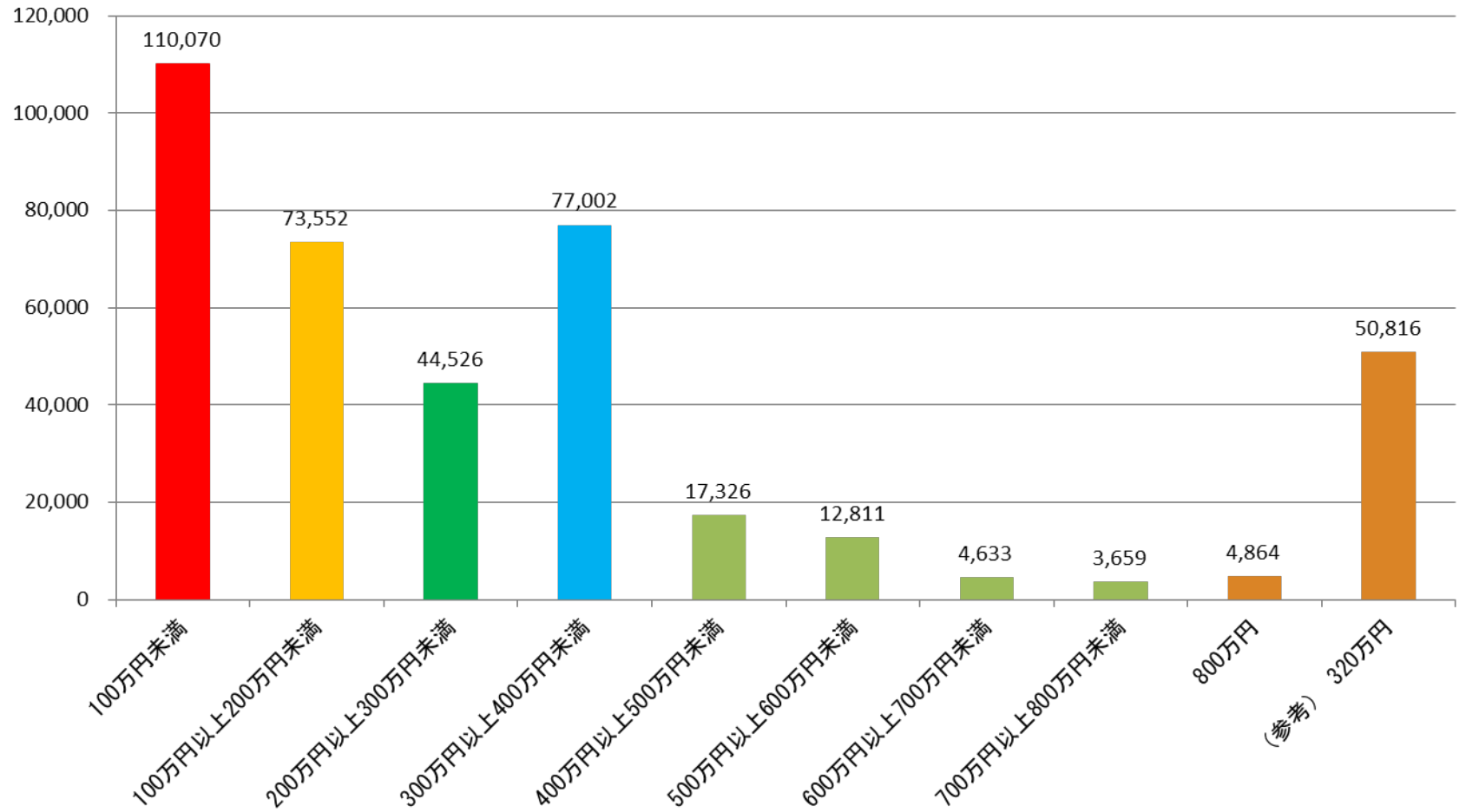
(百万円)



出典: 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(5) 掛金総額別在籍状況 (H25.12末)

- 掛金総額では、100万円未満が最も多いが、平均貸付額が1,000万円を超えていないことも整合性が取れる。
- 法改正後の最高額800万円に達している割合は、1.4%。



出典: 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(6) 一時貸付の推移

○ 平成18年度以降、新規貸付件数、新規貸付金額ともに増加傾向にある。

新規貸付額(億円)

350

300

250

200

150

100

50

0

新規貸付件数

14,000

12,000

10,000

8,000

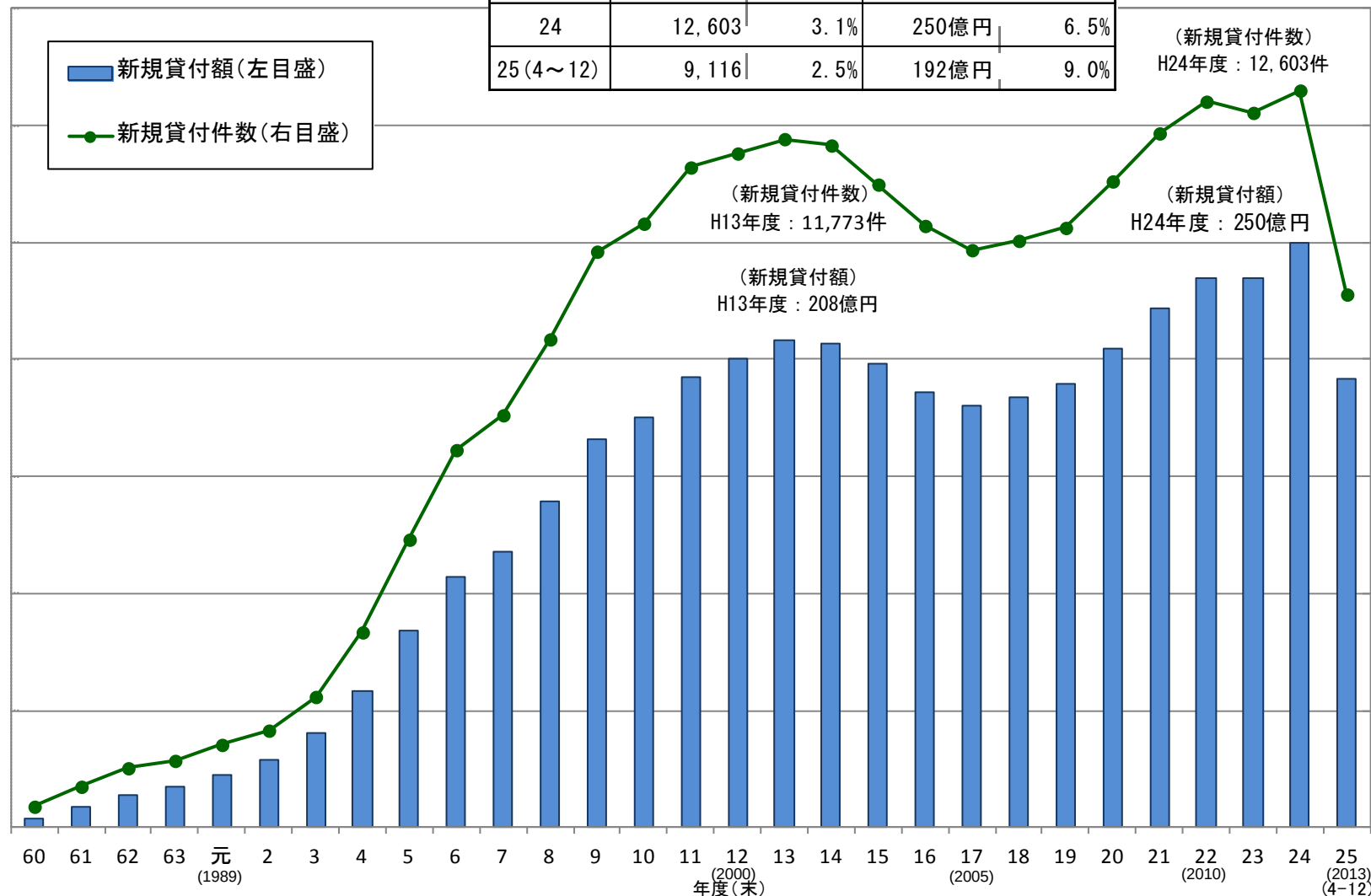
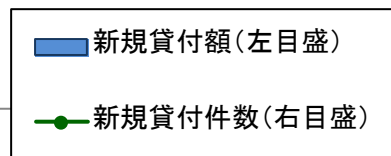
6,000

4,000

2,000

0

年度(直近)	新規貸付件数	前年同期比	新規貸付額	前年同期比
24	12,603	3.1%	250億円	6.5%
25(4~12)	9,116	2.5%	192億円	9.0%



出典:独立行政法人中小企業基盤整備機構

3. 中小企業倒産防止共済制度の評価

○共済の加入者、脱退者へのアンケート結果より

(1) 加入理由(加入者、脱退者)

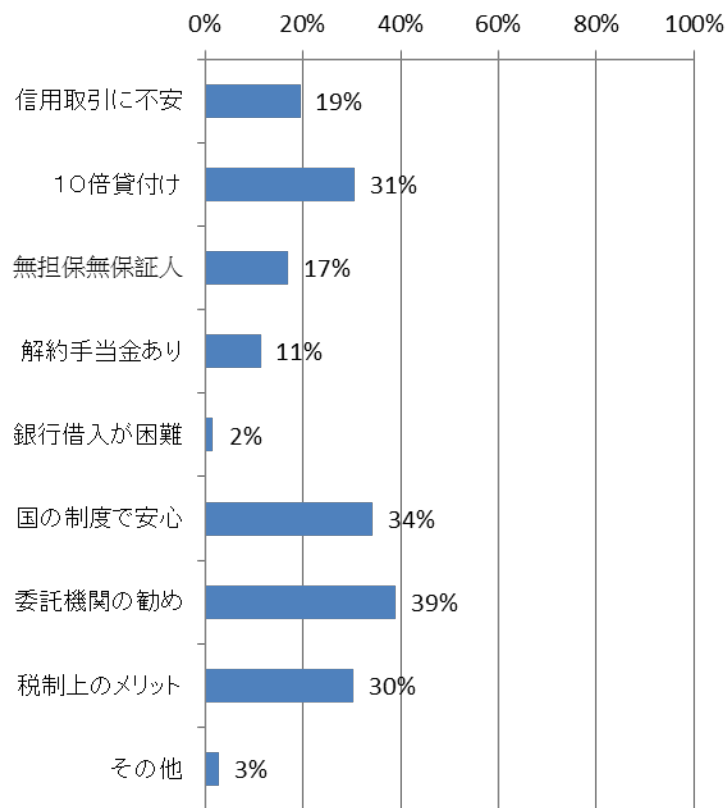
(2) 共済金貸付の実態と効果等(脱退者)

(1) 加入理由(加入者、脱退者)

○「委託機関からの勧め」、「国の制度で安心」、「10倍貸付」、「税制上のメリット」とする回答が多くなっているのは、制度上の趣旨、目的を理解し、制度に付されたメリット(節税効果)に着目して加入している者が多い。

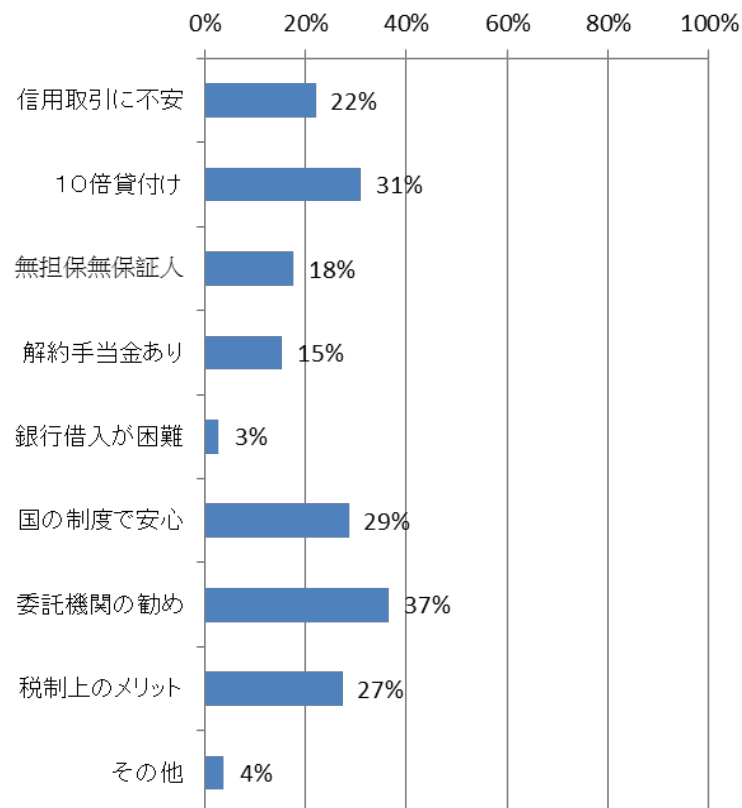
○加入者、脱退者で大きな相違は見られない。

○加入理由(加入者)



(複数回答)

○加入理由(脱退者)

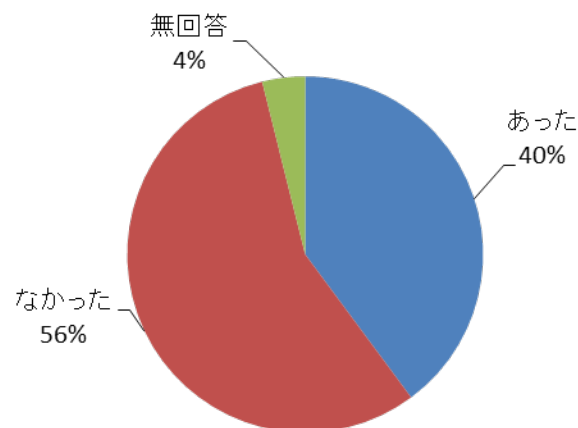


(複数回答)

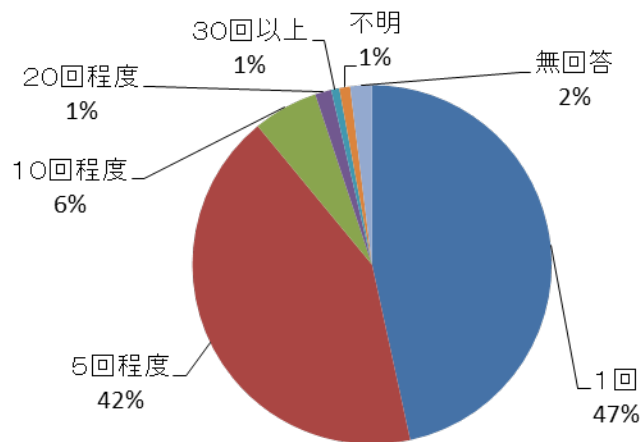
(2) 共済金貸付の実態と効果等(脱退者)

- 加入中に倒産被害にあった者は、4割。倒産被害の回数は、1～5回程度が約9割を占めている。
- 倒産被害への対応策に、共済金貸付を活用した者は、4割程度。手持ち現金で対応した者が半数ある。
- 共済金貸付を利用した者に「利用しなかったらどのようになっていたか」を質問したところ、約8割が経営上に「倒産」「資金繰り不安」などの危機があったと回答。

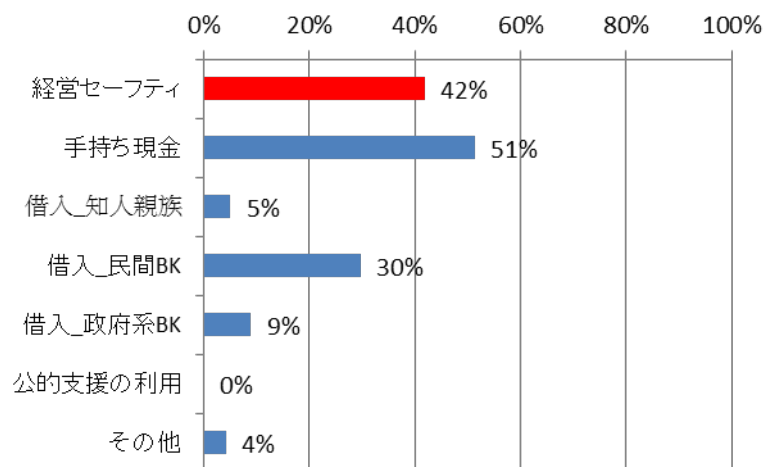
【加入中の倒産被害】



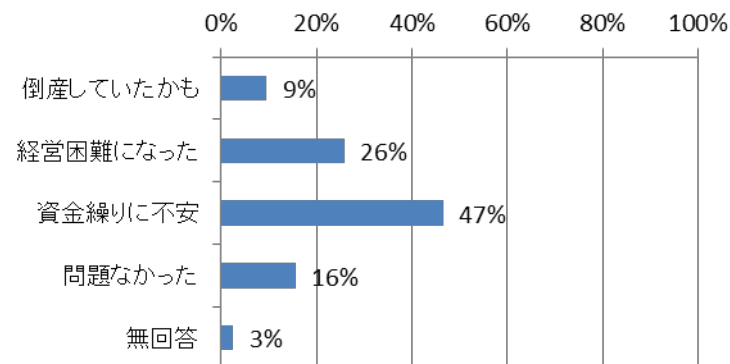
【倒産被害の回数】



【倒産被害への対応策】(複数回答)



【経営セーフティを利用していなかったら】



○中小企業倒産防止共済制度の評価について

○制度の趣旨・目的に従った運営を果たしていると「評価」

- 制度創設から約35年を経過
- 平成25年12月末の在籍企業数は、約35万社、企業ベースで見ると、約2割が加入。
- これまで利用された方は、延べ111万社（再加入を含む）
- 業種別の加入状況は、制度の内容に合致した業種（製造業、建設業）が多い。
- 倒産数の減少傾向を反映し、共済金貸付件数も減少。一方、平均貸付額は、平成24年度は、前年度を上回った。
- 制度発足以降の平均貸付額は、6,860千円。平均貸付額が最も高かったのは、平成20年度の9,028千円。
- 活用された方からの回答では、共済制度が利用できなかった場合、倒産や資金繰り不安等何らかの経営危機に陥ったとされる社が、約8割。
- 財務状況については、適切な資産運用等に取り組んでいると概ね評価できる。（決算ベースは、作業中）

（参考）中小企業倒産防止共済法（抜粋）

（検討）

第二十三条 掛金の額、共済金の貸付額その他中小企業倒産防止共済制度に関する基本的事項は、少なくとも五年ごとに、中小企業倒産防止共済事業の収支状況及び利用状況の推移及び予想等を基礎として検討するものとする。

4. 新たな決済形態（でんさい）について

(1) 電子記録債権の利用状況（加入者）

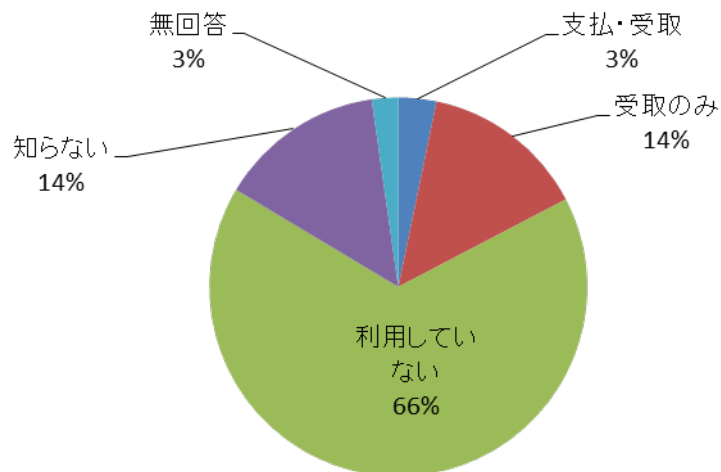
(2) 「でんさい」について

(1) 電子記録債権の利用状況(加入者)

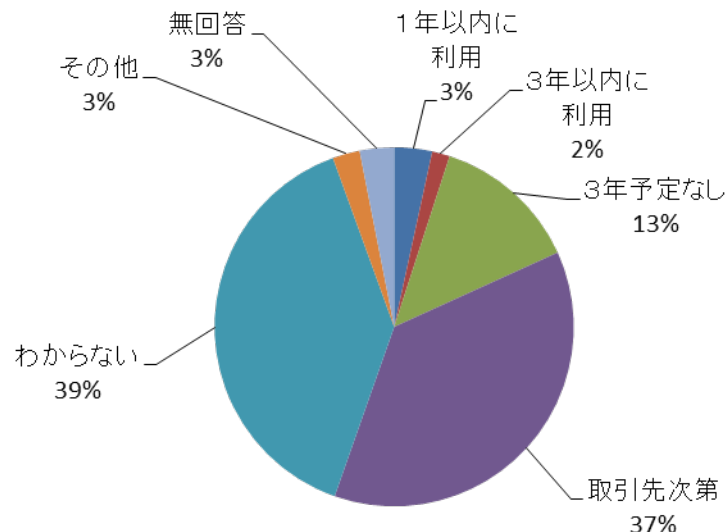
○加入者の利用状況は、利用している割合は、2割弱の17%。取引に占める割合も5%以下とする者が約半数の47%。

○今後の利用予定については、「取引先次第」、「わからない」とする回答が、各約4割。確実に利用を予定している者は、5%。

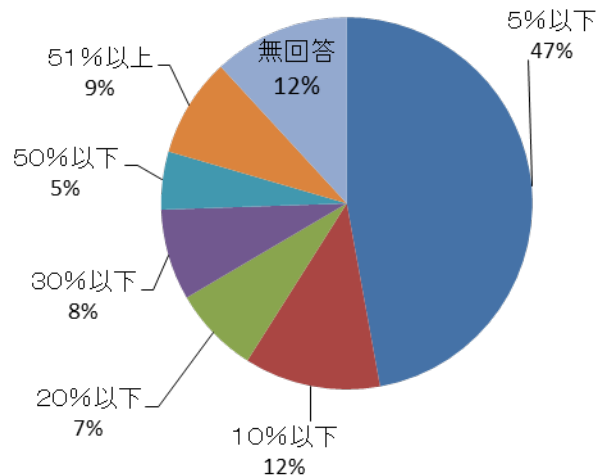
○電子記録債権の利用状況



○電子記録債権の利用予定



○取引残高に占める電子記録債権



出典:独立行政法人中小企業基盤整備機構
小規模企業共済制度に関するアンケート(抜粋)

(2)「でんさい」について

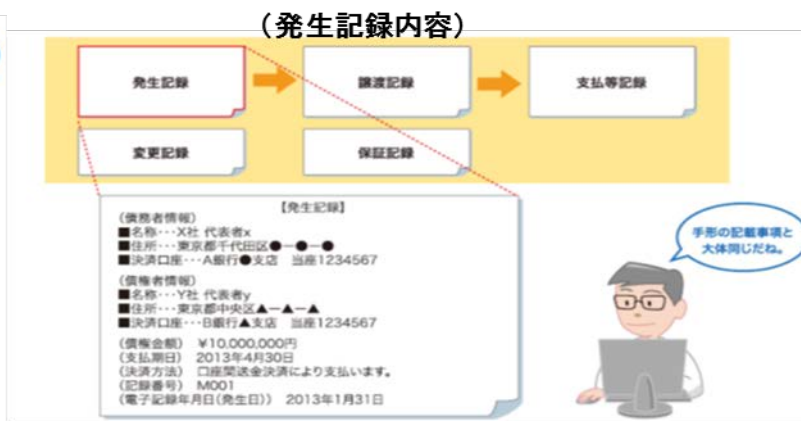
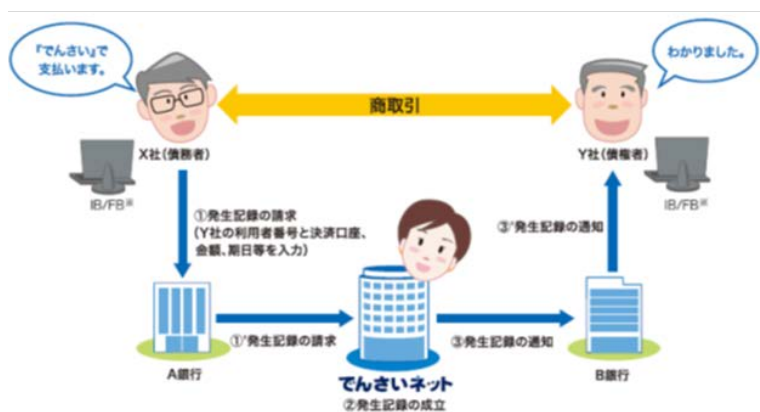
- ・電子記録債権制度は、平成20年12月、中小企業など事業者の資金調達の円滑化を図るために創設された。
(根拠法:電子記録債権法(平成19年6月27日 法律第102号))
- ・手形や振込に代わる新たな決済手段として、「でんさい」電子記録債権の取扱いが平成25年2月から開始された。

手形との比較

手 形	でんさい
○記録事項 金額、受取人名、振出人の署名等、必要最低限の記載事項	○記録事項 記録できる事項を基本的なものに限定し、定型化
○債務者の単独行為による振出 手形券面の作成等は、債務者が単独で実施	○債務者の単独行為による発生 債務者単独の手続による発生が基本
○裏書の担保的機能 裏書人は、原則として遡求義務を負う	○譲渡人の信用補完 譲渡時には、原則として譲渡人の保証がセットされる仕組み
○取引停止処分制度 6か月に2回の不渡で銀行取引停止処分	○支払不能処分制度 手形の取引停止処分と類似の制度を整備

でんさいネットの取引イメージ

- ・「でんさい」の発生(債務者が記録を請求する場合)
債務者の発生記録請求を受け、でんさいネットが発生記録を行うことにより電子記録債権は発生する。



- ・現行の「手形取引」と「でんさい」における取引停止処分の考え方は、下記のように区分されている。
- ・中小企業倒産防止法における「倒産」の定義は、手形取引における取引停止処分のみ。

「手形」と「でんさい」の取引停止処分の比較

	手 形	でんさい
実施機関	手形交換所 (指定交換所:118、私設交換所:91 (H24.12末現在))	でんさいネット (株式会社全銀電子債権ネットワーク)
要件	6か月以内に2回の不渡りが生じること	6か月以内に2回の支払不能が生じること
処分の内容	・参加金融機関における当座勘定取引の停止 ・参加金融機関における貸出取引の停止	・でんさいの利用停止 ・参加金融機関における貸出取引の停止
処分の期間	処分の日から2年間	処分の日から2年間
適用の範囲	手形交換所の参加金融機関 (不渡り情報の共同利用により、各交換所の参加金融機関)	でんさいネットの参加金融機関の店舗(全国)
		「でんさい」については「電子債権記録機関要綱」(H21.3 全国銀行協会) より

中小企業倒産防止共済法抜粋（昭和52年12月5日法律第84号）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「共済契約」とは、中小企業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその中小企業者の取引の相手方たる事業者につき次の各号のいずれかに該当する事態（以下「倒産」という。）が生ずることに關し、この法律の定めるところにより共済金を貸し付けることを約する契約をいう。

一 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがされること。

二 手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行つている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされること。

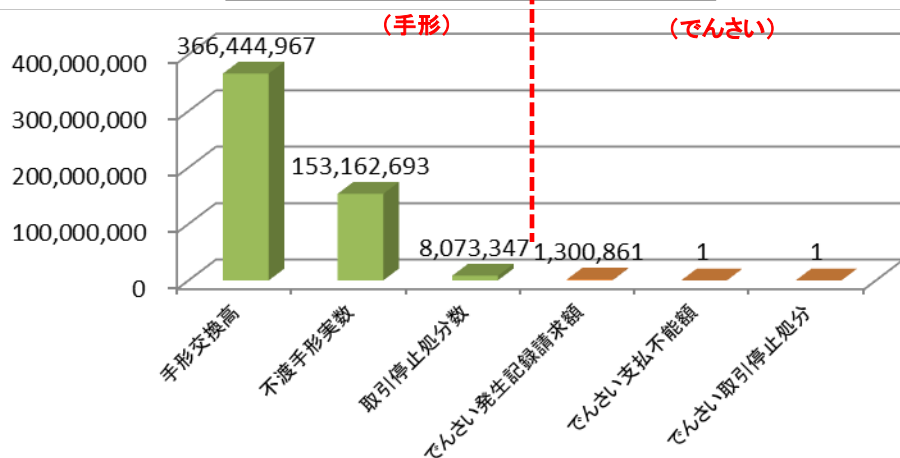
三 前二号に掲げるもののほか、過大な債務を負っていることにより事業の継続が困難となつているため債務の減免又は期限の猶予を受けることを目的とするものと認められる手続であつて、その開始日を特定することができるものとして経済産業省令で定めるものがされること。

・手形とでんさいの取引額は下記のとおり。手形取引が減少傾向にある中でも、でんさい取引は、手形取引と比較しても少額。

「手形」と「でんさい」の取引額の比較

手形とでんさいの取引実績

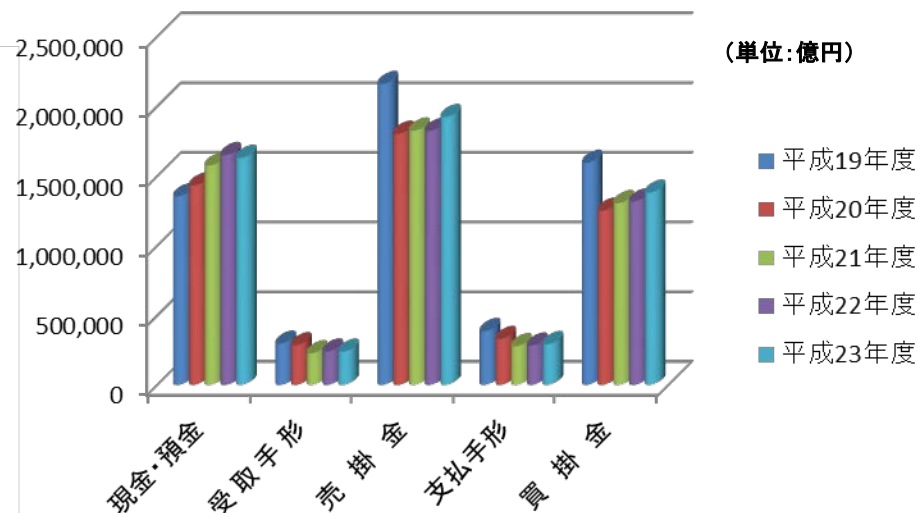
(単位:百万円)



※手形については平成25年、でんさいについては平成25年2月～平成26年1月までの実績。

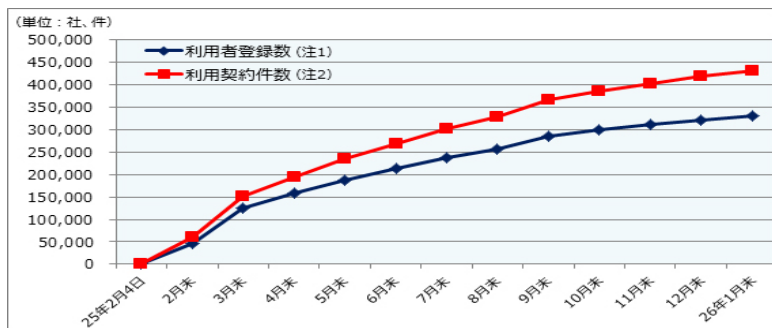
【参考①】資産のうち、流動資産に占める取引に関連する資産の推移

(単位:億円)



出典:財務省財務総合政策研究所HP 平成23年度統計表

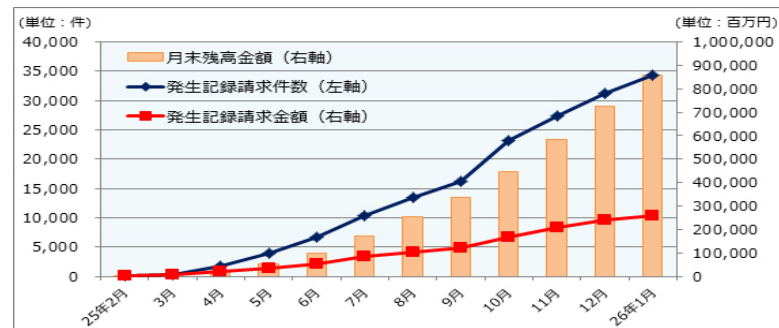
【参考②】でんさい利用者登録数の推移



(注1)「利用者登録数」は、同一のご利用者様が複数の利用契約を締結している場合に、同一のご利用者様の単位で名寄せを行った結果の数(各月末時点の累計)。

(注2)「利用契約件数」は、利用契約件数の総数(各月末時点の累計)。

【参考③】でんさい発生記録請求件数等の推移



出典:でんさいネットHP 統計情報
一般財団法人全国銀行協会HP 各種統計情報

5. 中小企業倒産防止共済制度を巡る課題

(1) 制度設計について、見直す項目はないか。

①「倒産」の定義を見直すタイミングにきているか。

※昨年の2月から運用が開始された電子記録債権(でんさい)の取扱いのうち、でんさいの「取引停止処分」を、手形の「取引停止処分」と同様に、定義に追加するか否か。

ア)H20. 12. 1法施行時の見解は、電子記録債権機関が少数(1社のみ)、電子記録債権の実登録もまだ、不渡り等の制度設計の詳細も決まっていない。時期尚早との見解。

イ)運用が開始されて、約1年。取引停止も1件発生。しかし、一方で、取引の割合は、まだ少数に止まっているのが、現状。

②共済金貸付の上限額

③一時貸付 など

(2) 制度の維持に必要な在籍者の確保が課題

※中小企業基盤整備機構の第3期中期目標では、「両共済制度の加入対象者数の動向、解除及び新規加入の状況等を踏まえ第3期中期目標期間末において第2期中期目標期間末の在籍割合を上回ることを目標とし、積極的に加入促進を行う。」とされている。

○加入促進、在籍割合確保のためには、どのような方策があるか。

・ターゲットに絞って行うのがよいか。

・手続きの簡素化で対応できるか。